

株 主 各 位

大阪市西区新町一丁目4番24号
株式会社くろがね工作所
代表取締役社長 神 足 尚 孝

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第101回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会場へのご来場は極力控えいただき、書面（郵送）による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

書面（郵送）によって議決権を行使される場合、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年2月24日（水曜日）午後5時40分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年2月25日（木曜日）午前9時
2. 場 所 大阪市中央区北浜一丁目8番16号
北浜フォーラム A・B・C室（大阪証券取引所ビル3階）
（末尾の株主総会会場ご案内をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第101期（2019年12月1日から2020年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第101期（2019年12月1日から2020年11月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
議 案 取締役5名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kurogane-kks.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎ ご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(2019年12月 1 日から2020年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、当初は雇用・所得環境は改善傾向にあったものの、年明け以降の新型コロナウイルス感染症の拡大が経済全体に影響を与え大きく停滞することとなりました。このことはわが国のみならず世界中の経済停滞を引き起こし、閉塞感に満ちた年度となりました。

このような経済状況下、当社グループとしては、オフィスのＩＣＴ化によるオフィス環境整備需要への対応を推し進めるとともに、飛沫感染防止対策スクリーンの発売や、「ポストコロナ時代」をテーマとしたWEBセミナーを開催するなど、新型コロナウイルス感染防止を見据えたワークプレイスの在り方の提案等を積極的に推進しました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大に伴う金融機関や大手企業の大口移転案件の延期や中止、医療福祉関連施設の着工・完工案件の減少が影響し、売上高は前連結会計年度を大幅に下回りました。また損益面におきましても、減収による粗利額の減少の他、建築付帯設備機器事業における工場稼働率の低下等が影響し、厳しい状況となりました。

当社として、営業拠点の再配置に伴う本社および東京営業所の賃借スペースの一部返還や組織・人員体制の見直しならびに業務の効率化による人件費の削減等による固定費の削減を図るなど構造改善を進めましたが、その効果は翌連結会計年度以降に大きく寄与することから減収による粗利額の減少を補うには至りませんでした。

その結果、当連結会計年度の売上高は82億17百万円（前連結会計年度比14.0％減）となりました。

損益面につきましては、営業損失は2億43百万円（前連結会計年度は営業損失2億25百万円）、経常損失は2億52百万円（前連結会計年度は経常損失2億38百万円）となりました。また、特別損失として本社および東京営業所の賃借スペースの一部返還に伴う固定資産除却損および事務所移転費用ならびに投資有価証券評価損が発生したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は5億8百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失2億84百万円）となりました。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

〔家具関連事業〕

(事務用家具部門)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、当連結会計年度に予定されていた大口案件の延期、縮小、中止等の影響を受けた一方、コロナ禍における新たな需要の発掘、取込みに注力し、特に飛沫感染防止の観点から飛沫感染防止対策スクリーンの設置の動きが広がる中のニーズに応えた新製品を開発、積極的なセールスを展開し、大口案件の取込みにも成功しましたが、前述のとおり予定されていた案件の延期、縮小、中止等の影響をカバーするまでには至らず、売上高は前連結会計年度を下回る結果となりました。

(家庭用家具部門)

就学児童数の減少やライフスタイルの変化により総需要が減少する厳しい状況が続くなか、コロナ禍における在宅勤務、オンライン学習などの需要取込みに向け、デザイン性、機能性を一新した新商品の発売や、大型量販店向けオリジナル商品の投入などにより受注拡大に注力しましたが、売上高は前連結会計年度を下回りました。

その結果、家具関連事業の連結売上高は56億49百万円（前連結会計年度比12.9%減）となりました。

〔建築付帯設備機器事業〕

(建築付帯設備他部門)

医療福祉施設マーケットにおきましては、当連結会計年度以降の病院の改築、統合案件の増加が見込まれておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で着工案件の中止、延期および完工案件の遅れが影響して、当社の主力商品である懸垂式引戸「アキュドユニット」、病院向けの医療ガスアウトレット／情報端末内蔵式設備「メディウォード・ユニット」ともに販売量が減少し、売上高は前連結会計年度を下回りました。

(クリーン機器他設備機器部門)

病院等医療関連施設向けクリーン機器においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により受注案件の完工延期の影響を受けました。また、工場向けエリア空調機、各種特殊エアハン等の新規受注促進活動を強化しましたが、売上高は前連結会計年度を下回りました。

その結果、建築付帯設備機器事業の連結売上高は25億68百万円（前連結会計年度比16.2%減）となりました。

事業別売上高

事業	売上高	構成比	前連結会計年度比
家具関連事業	5,649百万円	68.7%	△12.9%
建築付帯設備機器事業	2,568	31.3	△16.2
合計	8,217	100.0	△14.0

(2) 設備投資等の状況および資金調達の状況

当連結会計年度において実施した設備投資等の総額はリースを含めて69百万円であり、主なものは津工場の生産合理化設備等であります。

その所要資金は自己資金および銀行からの借入（リースを除く）によっております。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染の収束が見通せない中、「ウィズコロナ・ポストコロナ」を見据えたニューノーマルに向けた環境整備が世の中全体で加速的に進むものと見込まれ、各種施設ではそうした状況を前提とした対応が迫られると想定しています。

当社としては、「ウィズコロナ・ポストコロナ」を見据えた新たなワークプレイスのあり方が強く望まれているオフィス空間等において、この社会的ニーズに応えるため当社が積極的に推進している「I A Q（インテリア・エア・クオリティ）」の改善を絡めた積極的な商品開発・提案営業を行い拡販に努めて参ります。

その例として、発売を開始したH E P Aフィルター付きパーティションが好評を得て、順調に販売を伸ばしています。加えて、空間の微生物、病原体、カビ、微粒子、ウイルス、V O C等を除去し、快適で健康的なオフィス環境の実現を促進する「アトモスエア」の販売増加も見込まれています。

また、生産部門においては更なる原価低減に向け、生産性の改善に注力するとともに、2020年度に実施した営業拠点の再編成、人員の適正化に伴う大幅な固定費の削減も寄与するものと見込まれます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第98期 (2017年11月期)	第99期 (2018年11月期)	第100期 (2019年11月期)	第101期 (当連結会計年度) (2020年11月期)
売 上 高	10,200百万円	11,042百万円	9,550百万円	8,217百万円
経常利益又は経常損失 (△)	88百万円	△54百万円	△238百万円	△252百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	97百万円	△59百万円	△284百万円	△508百万円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	57円30銭	△34円96銭	△167円19銭	△298円44銭
総 資 産	11,300百万円	10,862百万円	10,188百万円	9,617百万円
純 資 産	4,409百万円	4,202百万円	3,839百万円	3,405百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は期中平均発行済株式総数 (自己株式控除後) に基づいて算出しております。
2. 当社は、2017年6月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第98期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) を算定しております。
3. 第98期に関して、不適切な会計処理による誤謬が判明したため、財産および損益の状況の推移については、訂正後の数値を記載しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
くろがね興産株式会社	25百万円	100%	物流配送
ケイ・エス・エム株式会社	10百万円	100%	鋼製事務用家具の製造

(注) 上記重要な子会社を含めて、連結子会社は4社であります。

(6) 主要な事業内容 (2020年11月30日現在)

当社グループの製造ならびに販売する製品および商品の、事業部門別の主なものは次のとおりであります。

①家具関連事業

事務用デスク、チェア、カウンター、テーブル、ファイルキャビネット・保管

庫・ロッカー等の収納家具、各種物品棚、各種間仕切、各種インテリア製品、コラボレーション家具、食堂・談話室家具、学習デスク・チェア・書棚等学習関連家具、育児関連家具、カジュアル家具、ベッド他生活関連家具、その他家具関連製品等

②建築付帯設備機器事業

クリーンルーム機器、エアハンドリングユニット、ファンコイルユニット、エア・ディフューザー、建具、壁面収納家具、ペリカバー他内装建材設備、病院等ヘルスケア関連施設・高齢者関連施設用建具、内装設備、サインシステム等

(7) 主要な営業所および工場（2020年11月30日現在）

会社名	名 称	所在地	名 称	所在地
株式会社くろがね工作所	本 社	大 阪 市 西 区	京 都 工 場	京都府八幡市
	東日本営業部	東 京 都 港 区	西日本営業部	大 阪 市 西 区
	札幌営業所	札幌市中央区	広島営業所	広島市西区
	名古屋営業所	名古屋市中区	山口営業所	山口県山口市
	三重営業所	三重県津市	九州営業所	福岡市中央区
	津 工 場	三重県津市		
くろがね興産株式会社	本 社	三 重 県 津 市		
ケイ・エス・エム株式会社	本 社 ・ 工 場	京都府八幡市		
ケイ・エフ・エス株式会社	本 社 ・ 工 場	京都府八幡市		

(8) 従業員の状況（2020年11月30日現在）

①企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	
当 期 末	前期末比増減
291名	13名減少

②当社の従業員の状況

従 業 員 数		平均年齢	平均勤続年数
当 期 末	前期末比増減		
270名	13名減少	46.2才	19.6年

(9) 主要な借入先の状況 (2020年11月30日現在)

主要な借入先	借入金残高
シンジケートローン	1,450百万円
株式会社三菱UFJ銀行	473
株式会社静岡中央銀行	302
株式会社愛知銀行	231
株式会社みなと銀行	114
株式会社香川銀行	114

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとする7金融機関からの協調融資によるものであります。

2. 会社の株式に関する事項 (2020年11月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 5,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,857,113株
- (3) 株主数 1,447名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ワイ・ケイ株式会社	161千株	9.45%
くろがね取引先持株会	106	6.26
日本生命保険相互会社	80	4.70
第一生命保険株式会社	74	4.34
エイ・シイ工業株式会社	73	4.33
住友生命保険相互会社	63	3.72
東洋不動産プロパティマネジメント株式会社	62	3.69
くろがね従業員持株会	62	3.68
株式会社三菱UFJ銀行	56	3.34
神 足 尚 孝	55	3.25

(注) 持株比率は自己株式(153,624株)を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する事項
特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2020年11月30日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	神 足 泰 弘	社長執行役員 ケイ・エス・エム株式会社代表取締役社長 副社長執行役員 チーフコンプライア ンスオフィサー（ＣＣＯ） 監査室担当
代表取締役社長	神 足 尚 孝	
取 締 役 副 社 長	田 中 成 典	
取 締 役	岩 倉 博 司	常務執行役員 製造事業本部長
取 締 役	安 藤 恒 史	常務執行役員 ファシリティ事業本部 長
取 締 役	森 吉 武	常務執行役員 経営管理本部長 兼 総務本部長
取 締 役	渡 邊 祐 治	執行役員 京都事業場統括
取 締 役	岩 嵯 理 致	岩嵯理致税理士事務所代表
常 勤 監 査 役	大 和 資 郎	太田克実税理士事務所代表 株式会社ハイレックスコーポレーショ ン社外監査役 株式会社斉藤総研代表取締役 斉藤賢一公認会計士事務所代表 斉藤賢一税理士事務所代表
監 査 役	太 田 克 実	
監 査 役	齊 藤 賢 一	

- (注) 1. 取締役岩嵯理致氏は、社外取締役であります。
2. 監査役太田克実氏、斉藤賢一氏は、社外監査役であります。

3. 取締役岩寄理致氏、監査役太田克実氏、齊藤賢一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 取締役岩寄理致氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。なお、当社と岩寄理致税理士事務所との間には、特別な関係はありません。
5. 監査役太田克実氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。なお、当社と太田克実税理士事務所および株式会社ハイレックスコーポレーションとの間には、特別な関係はありません。
6. 監査役齊藤賢一氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。なお、当社と株式会社斉藤総研、齊藤賢一公認会計士事務所、および齊藤賢一税理士事務所との間には、特別な関係はありません。
7. 取締役の異動
2020年2月27日開催の第100回定時株主総会において、新たに田中成典氏が取締役に選任され就任いたしました。
2020年2月27日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって、取締役平野健次氏は取締役を辞任いたしました。
8. 監査役の異動
2020年2月27日開催の第100回定時株主総会において、新たに大和資郎氏が監査役に選任され就任いたしました。
2020年2月27日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって、監査役橋本英則氏は任期満了により監査役を退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役 9 名	50 百万円（うち社外取締役 1 名　2 百万円）
監査役 4 名	14 百万円（うち社外監査役 2 名　4 百万円）

(3) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
特記すべき関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況および発言状況
社外取締役	岩 寄 理 致	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回出席し、税理士としての専門知識・経験等から、適宜発言を行っております。
社外監査役	太 田 克 実	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席、また監査役会15回全てに出席し、税理士としての専門知識・経験等から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
	齊 藤 賢 一	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回出席、また監査役会15回のうち14回出席し、公認会計士としての専門知識・経験等から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人やまぶき

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 32百万円

②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 32百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、報酬等の額にはこれらの合計金額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出の根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬以外に、前事業年度に係る追加報酬として当事業年度に支出した金額が3百万円あります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である監査法人やまぶきは、会社法第427条第1項の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限定額を限度としております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制および方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会による経営の意思決定および業務執行の監督機能強化のために、執行役員会議制度を制定し、執行役員会議は取締役会において決定された事項の周知、各事業部門の業績の進捗状況および予測、ならびにその他業務執行に関連する事項についての検討および決議を行う体制とし、経営の意思決定・監督機能（取締役会）と業務執行機能（執行役員会議）を明確に分離する。
- ②企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を当社および当社グループの取締役および使用人が法令・定款を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、チーフコンプライアンスオフィサー（ＣＣＯ）の指揮の下、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施する。
- ③市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては毅然たる態度で対応することを基本方針とする。不当要求に対する統括部署を総務部門とし、情報収集や外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。
- ④取締役社長直轄の監査室を設置し、各部門の業務遂行、コンプライアンスの状況等について監査を実施し、定期的に取り締役会および監査役会に報告をするものとする。法令上疑義のある行為等について取締役および使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を構築し、運営する。
- ⑤監査役は、「監査役会規則」および「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役および監査役は常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険に関する規程その他の体制

経営リスク（コンプライアンス、環境、災害、品質、情報管理等に係るリスク）については、当社および当社グループのそれぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視は総務部門が行うものとする。新たに生じたリスクについては、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定め、執行役員会議においてその具体的対応を推進する。

また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、執行役員制度、組織規程・職務分掌規程等の社内規則の整備、執行役員会議等での審議・報告により経営の意思決定と執行の分離、経営効率の向上、意思決定の迅速化を図る。

②当社は、子会社に対し、子会社の事業内容、規模等を考慮の上、当社の職務分掌、指揮命令系統および意思決定その他の組織に関する基準に準拠した体制を構築させる。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および当社グループの事業に関して企業集団の適正を確保するため、親会社より派遣した取締役・監査役により、子会社が親会社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制と、当社および当社グループにおける内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要に応じて指導・援助を行う。

また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動等は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

7. 監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役は監査役を補助する使用人に対しては、監査役の補助業務に関し指揮命令を行わない。

8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制、およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容等をすみやかに報告するものとする。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。

監査役と取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、意思の疎通を図る。

9. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役への報告を行った当社および当社グループの役員および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いがされないことを確保する。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行について生ずる費用の負担を求めた場合は、速やかに対応する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行

取締役会規則や社内規程を制定し、取締役が法令ならびに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を14回開催しております。

(2) 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

(3) 内部監査の実施

内部監査基本計画に基づき、当社ならびにグループ会社の内部監査を実施しております。

(4) 財務報告に係る内部統制

内部統制に関する基本計画に基づき内部統制評価を実施しております。

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	629,903	支払手形及び買掛金	1,286,028
受取手形及び売掛金	1,385,036	短期借入金	2,079,300
商品及び製品	1,239,560	1年内返済予定の長期借入金	638,581
仕掛品	677,404	未払法人税等	26,110
原材料及び貯蔵品	155,747	未払消費税等	9,766
前払費用	40,725	未払費用	129,571
その他の	27,659	その他の	280,544
貸倒引当金	△210	流動負債合計	4,449,901
流動資産合計	4,155,827	II 固定負債	
II 固定資産		長期借入金	712,260
1有形固定資産		リース債務	90,166
建物及び構築物	1,278,997	再評価に係る繰延税金負債	352,883
機械装置及び運搬具	187,978	製品自主回収関連損失引当金	1,639
土地	2,375,281	退職給付に係る負債	588,835
リース資産	116,377	その他の	16,307
その他の	68,976	固定負債合計	1,762,091
有形固定資産合計	4,027,610	負債合計	6,211,993
2無形固定資産	29,418	(純資産の部)	
3投資その他の資産		I 株主資本	
投資有価証券	1,103,083	1資本金	2,998,456
長期前払費用	5,994	2利益剰余金	△234,633
繰延税金資産	22,899	3自己株式	△157,971
その他の	274,674	株主資本合計	2,605,851
貸倒引当金	△2,463	II その他の包括利益累計額	
投資その他の資産合計	1,404,188	1 他有価証券評価差額金	18,351
固定資産合計	5,461,217	2 繰延ヘッジ損益	△556
		3 土地再評価差額金	773,483
		その他の包括利益累計額合計	791,279
		III 非支配株主持分	7,921
		純資産合計	3,405,051
資産合計	9,617,045	負債・純資産合計	9,617,045

連 結 損 益 計 算 書

(2019年12月 1 日から2020年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
I 売 上 高		8,217,980
II 売 上 原 価		6,499,488
III 売 上 総 利 益		1,718,492
III 販売費及び一般管理費		1,961,783
IV 営 業 損 失		243,290
IV 営業外収益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	22,033	
そ の 他	52,373	74,406
V 営業外費用		
支 払 利 息	40,771	
そ の 他	43,155	83,926
経 常 損 失		252,810
VI 特別利益		
製品自主回収関連損失引当金戻入額	23,237	23,237
VII 特別損失		
固 定 資 産 除 却 損	23,971	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	189,429	
積 立 保 険 解 約 損	12,726	
事 務 所 移 転 費 用	26,642	252,769
税金等調整前当期純損失		482,343
法人税、住民税及び事業税		20,227
法人税等調整額		6,392
当 期 純 損 失		508,963
非支配株主に帰属する当期純損失		541
親会社株主に帰属する当期純損失		508,421

連結株主資本等変動計算書

(2019年12月 1 日から2020年11月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2, 998, 456	273, 788	△157, 882	3, 114, 362
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)		△508, 421		△508, 421
自己株式の取得			△89	△89
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				—
当期変動額合計	—	△508, 421	△89	△508, 511
当期末残高	2, 998, 456	△234, 633	△157, 971	2, 605, 851

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	△58, 367	708	773, 483	715, 825	8, 863	3, 839, 050
当期変動額						
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)				—		△508, 421
自己株式の取得				—		△89
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	76, 718	△1, 264		75, 454	△941	74, 512
当期変動額合計	76, 718	△1, 264	—	75, 454	△941	△433, 999
当期末残高	18, 351	△556	773, 483	791, 279	7, 921	3, 405, 051

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

4 社 くろがね興産株式会社
 ケイ・エス・エム株式会社
 ケイ・エフ・エス株式会社
 株式会社くろがねファシリティ創研

なお、株式会社くろがねファシリティ創研は、2020年2月27日付でくろがね販売株式会社から社名変更し、営業再開しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数

1 社 日本アキュライド株式会社

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は全て連結決算日と同じであります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)
- ・時価のないもの……………移動平均法による原価法

②デリバティブ……………時価法

③たな卸資産

- 商品及び製品・原材料及び貯蔵品…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 仕掛品……………総平均法による原価法、ただし工事据付関係の仕掛品については個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）…①2007年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については旧定額法によっております。

②2007年4月1日以降に取得したもの
 定率法

ただし、建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物

13年～47年

機械装置及び運搬具

4年～13年

無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

少額減価償却資産……………取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、均等償却（3年）しております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一のリース取引に係るリース資産……………方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額リース取引に係るリース資産……………法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②製品自主回収関連損失引当金……………当社が過去に販売した特定の製品の自主回収及び点検・交換を行うに当たり、回収・点検等にかかる損失の発生に備えるため、発生見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

ヘッジ会計の方法……………①繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建予定取引

③ヘッジ方針

外貨建仕入取引に係る為替変動リスクヘッジのため、為替予約取引を行っており、投機目的で行わない方針であります。

④ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較する方法によっております。

⑤その他

リスク管理体制として決裁権限等を定めた社内稟議規程に基づき、所定の決裁を受けて実行し、経理部にて管理しております。

退職給付に係る会計処理の方法……………当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

収益及び費用の計上基準……………請負工事に係る収益計上は、工事進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

(5) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

II 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建物及び構築物	1,205,065千円
土地	2,375,281千円
投資有価証券	574,226千円
合計	4,154,573千円

担保資産が供されている債務

短期借入金	750,948千円
1年内返済予定の長期借入金	326,125千円
長期借入金	392,679千円
合計	1,469,752千円

- | | |
|-------------------|-------------|
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 8,995,811千円 |
| 3. 受取手形裏書譲渡高 | 199,437千円 |
| 4. 受取手形割引高 | 601,258千円 |

III 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|------------------------------|------------|
| 1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 1,857,113株 |
| 2. 配当に関する事項 | |
| 該当事項はありません。 | |

IV 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に家具関連事業、建築付帯設備機器事業の製造販売の計画及び設備投資計画に基づいて、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は預金等の安全性の高い金融資産により運用し、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。また、デリバティブ取引は、リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金、設備投資資金の調達を目的としたものであり、償還日は、おおむね7年以内であります。変動金利による借入金については金利の変動リスクに晒されております。

外貨建仕入取引に係る為替変動リスクヘッジのため、為替予約取引を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、社内管理規程に従い、営業債権について取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、定期的に各担当役員へ報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、社内管理規程に従い、外貨建ての営業債権債務について、期日及び残高を管理しております。

投資有価証券については、定期的に時価を把握し、明細表を作成する等の方法により管理しており、また、その内容が取締役社長に報告されております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従うこととしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各社が適時に資金繰計画を作成するとともに、一定の手許流動性を維持する等の方法により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）をご参照ください。）

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	629,903	629,903	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,385,036	1,385,036	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	641,125	641,125	—
資 産 計	2,656,064	2,656,064	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,286,028	1,286,028	—
(2) 短期借入金	2,079,300	2,079,300	—
(3) 長期借入金（1年内含む）	1,350,841	1,349,532	△1,308
負 債 計	4,716,169	4,714,860	△1,308
デリバティブ取引（※）	△800	△800	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（１年内含む）

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額461,957千円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産（３）投資有価証券」には含めておりません。

V １株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. １株当たり純資産額…………… | 1,994円22銭 |
| 2. １株当たり当期純損失…………… | 298円44銭 |

VI 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2020年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	548,529	支払手形	755,563
受取掛手形金	173,613	買掛金	464,476
売掛金	1,203,834	短期借入金	2,000,000
商品及び製品	1,231,320	1年内返済予定の長期借入金	624,589
仕掛品	676,137	リース負債	47,263
原材料及び貯蔵品	103,662	未払金	40,392
前払費用	38,784	未払消費税等	289,306
未収入金	31,187	未払法人税等	23,806
その他の当金	12,611	未払消費税等	456
貸倒引当金	△211	前受の他	162,587
流動資産合計	4,019,469	流動負債合計	26,366
II 固定資産			4,434,808
1有形固定資産		II 固定負債	
建物	1,264,673	長期借入金	687,844
構築物	8,253	リース負債	90,166
機械及び装置	179,743	再評価に係る繰延税金負債	352,883
車両及び運搬具	3,413	退職給付引当金	553,753
工具器具備品	46,274	製品自主回収関連損失引当金	1,639
土地	2,375,281	資産除去債務	11,160
一ス資産	116,377	その他の他	4,991
建設仮勘定	13,018	固定負債合計	1,702,438
有形固定資産合計	4,007,036	負債合計	6,137,247
2無形固定資産		(純資産の部)	
ソフトウェア	8,097	I 株主資本	
リース資産	6,967	1資本	2,998,456
ソフトウェア仮勘定	11,171	2利益剰余金	12,778
その他の他	2,430	利益準備金	△595,883
無形固定資産合計	28,666	その他の利益剰余金	△595,883
3投資その他の資産		繰越利益剰余金	△583,105
投資有価証券	719,125	3自己株式	△157,971
関係会社株	171,006	株主資本合計	2,257,379
長期前払費用	5,210	II 評価・換算差額等	
繰延税金資産	17,587	1その他の有価証券評価差額金	18,319
その他の当金	220,234	2繰延ヘッジ損益	△556
貸倒引当金	△2,463	3土地再評価差額金	773,483
投資その他の資産合計	1,130,701	評価・換算差額等合計	791,247
固定資産合計	5,166,404	純資産合計	3,048,626
資産合計	9,185,873	負債・純資産合計	9,185,873

損 益 計 算 書

(2019年12月 1 日から2020年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 売 上 高		8,170,518
II 売 上 原 価		6,525,416
III 売 上 総 利 益		1,645,102
III 販売費及び一般管理費		1,881,865
IV 営業外収益		236,762
受 取 利 息 及 び 配 当 金	25,624	
そ の 他	40,715	66,339
V 営業外費用		
支 払 利 息	38,046	
そ の 他	42,440	80,486
経 常 損 失		250,909
VI 特 別 利 益		
製品自主回収関連損失引当金戻入額	23,237	23,237
VII 特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	23,905	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	190,072	
積 立 保 険 解 約 損	12,726	
事 務 所 移 転 費 用	26,642	253,346
税 引 前 当 期 純 損 失		481,018
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		15,046
法 人 税 等 調 整 額		4,826
当 期 純 損 失		500,891

株主資本等変動計算書

(2019年12月 1 日から2020年11月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	2,998,456	12,778	△94,991	△82,213	△157,882	2,758,360
当期変動額						
当期純損失（△）			△500,891	△500,891		△500,891
自己株式の取得				－	△89	△89
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				－		－
当期変動額合計	－	－	△500,891	△500,891	△89	△500,980
当期末残高	2,998,456	12,778	△595,883	△583,105	△157,971	2,257,379

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△59,188	708	773,483	715,004	3,473,364
当期変動額					
当期純損失 (△)				—	△500,891
自己株式の取得				—	△89
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	77,507	△1,264		76,243	76,243
当期変動額合計	77,507	△1,264	—	76,243	△424,737
当期末残高	18,319	△556	773,483	791,247	3,048,626

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

・時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……………時価法

(3) たな卸資産

商品及び製品・原材料及び貯蔵品…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品……………総平均法による原価法、ただし工事据付関係の仕掛品については個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）…①2007年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については旧定額法によっております。

②2007年4月1日以降に取得したもの

定率法

ただし、建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

13年～47年

機械及び装置

11年～13年

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 少額減価償却資産……………取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、均等償却（3年）しております。

(4) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金……………従業員からの退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(3) 製品自主回収関連損失引当金……………当社が過去に販売した特定の製品の自主回収及び点検・交換を行うに当たり、回収・点検等にかかる損失の発生に備えるため、発生見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

請負工事に係る収益計上は、工事進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ヘッジ会計の方法……………①繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…為替予約取引
ヘッジ対象…外貨建予定取引
- ③ヘッジ方針
外貨建仕入取引に係る為替変動リスクヘッジのため、為替予約取引を行っており、投機目的で行わない方針であります。
- ④ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較する方法によっております。

⑤その他

リスク管理体制として決裁権限等を定めた社内稟議規程に基づき、
所定の決裁を受けて実行し、経理部にて管理しております。

消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

6. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

II 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建 物……………	1, 205, 065千円
土 地……………	2, 375, 281千円
投資有価証券……………	574, 226千円
合 計……………	4, 154, 573千円

担保資産が供されている債務

短 期 借 入 金……………	750, 948千円
1 年内返済予定の長期借入金……………	326, 125千円
長 期 借 入 金……………	392, 679千円
合 計……………	1, 469, 752千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額…………… 8, 760, 946千円

3. 保証債務

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
ケイ・エス・エム株式会社	79, 300千円	借入債務

4. 受取手形裏書譲渡高…………… 199, 437千円
5. 受取手形割引高…………… 601, 258千円
6. 関係会社に対する短期金銭債権…………… 201, 278千円
7. 関係会社に対する短期金銭債務…………… 291, 781千円

Ⅲ 損益計算書に関する注記

1. 関係会社に対する売上高……………	1,269,110千円
2. 関係会社よりの仕入高……………	640,670千円
3. 関係会社よりの経費仕入高……………	358,585千円
4. 関係会社との営業外取引高……………	20,152千円

Ⅳ 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	153,624株
------	----------

Ⅴ 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産評価損	40,173千円
事業税	4,699千円
退職給付引当金	168,894千円
資産除去債務	3,403千円
減損損失	57,760千円
繰越欠損金	200,912千円
その他	8,362千円

繰延税金資産小計	484,206千円
----------	-----------

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△191,802千円
--------------------	------------

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△266,776千円
-----------------------	------------

評価性引当額小計	△458,579千円
----------	------------

繰延税金資産合計	25,627千円
----------	----------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	8,039千円
--------------	---------

繰延税金負債合計	8,039千円
----------	---------

繰延税金資産純額	17,587千円
----------	----------

再評価に係る繰延税金負債

土地再評価差額	352,883千円
---------	-----------

VI リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している主要な固定資産として、鋼板プレス加工設備の一部及び各種コンピュータ等があります。

VII 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	くろがね興産株式会社	三重県津市	25,000	物流配送	直接 100.0	物流業務の委託 役員の兼任	物流費の支払	456,829	未収入金 買掛金 未払費用	4,020 7,299 166,087
子会社	ケイ・エス・エム株式会社	京都府八幡市	10,000	鋼製事務用家具の製造	直接 100.0	鋼製事務用家具の製造 委託、債務保証 役員の兼任	賃貸料の受取 (注3) 製品の仕入 債務保証 (注2)	10,416 434,961 79,300	買掛金 前受金 未払費用	79,712 954 378
関連会社	日本アキュライド株式会社	京都府八幡市	50,000	金属製品販売業	直接 38.75	精密ボールベアリング 式スライドレールの販売 (注3) 役員の兼任	製品の販売 賃貸料の受取 (注3) 部品の仕入 経営指導料	1,183,854 46,878 13,623 25,090	受取手形 売掛金 前受金 買掛金 未収入金	74,474 107,292 4,890 4,421 975

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 上記各社への販売及び仕入については、市場価格を勘案し、価格交渉の上、決定しております。
- 2 銀行借入に対して債務保証を行っております。なお、これに係る保証料の受け取りはありません。
- 3 賃貸料については、近隣の取引実勢や保有に係る経費等を勘案し決定しております。
- 4 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

VIII 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額…………… 1,789円64銭
2. 1株当たり当期純損失…………… 294円02銭

IX 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年1月22日

株式会社 くろがね工作所
取締役会 御中

監査法人やまぶき
京都事務所

指 定 社 員 公認会計士 西 岡 朋 晃 ⑩
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 平 野 泰 久 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社くろがね工作所の2019年12月1日から2020年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社くろがね工作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関する責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年1月22日

株式会社 くろがね工作所
取締役会 御中

監査法人やまぶき
京都事務所

指 定 社 員 公認会計士 西岡 朋 晃 ㊞
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 平 野 泰 久 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社くろがね工作所の2019年12月1日から2020年11月30日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年12月1日から2020年11月30日までの第101期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年1月22日

株式会社くろがね工作所 監査役会

常勤監査役 大 和 資 郎 ㊟

社外監査役 太 田 克 実 ㊟

社外監査役 齊 藤 賢 一 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 取締役5名選任の件

取締役（8名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営効率化のために3名減員し、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	こ う た り や す ひ ろ 神 足 泰 弘 (1934年6月7日生)	1963年12月 当社入社 1974年1月 当社取締役 1979年1月 当社代表取締役常務 1981年2月 当社代表取締役専務 1982年1月 当社代表取締役社長 2019年5月 当社取締役会長（現任）	6,877株
	【取締役候補者とした理由】 取締役就任以来、当社グループの経営を担っており、会長就任後も大所高所から助言をいただいております、引き続きその経験と実績を活かせるものと期待して、取締役候補者といたしました。		
2	こ う た り な お た か 神 足 尚 孝 (1969年1月17日生)	1999年4月 当社入社 1999年12月 当社理事 2000年2月 当社取締役 2000年12月 当社オフィス環境事業本部副本部長 2002年2月 当社製造本部空調機器製造事業部長 2003年3月 ケイ・エス・エム株式会社代表取締役社長（現任） 2005年8月 当社専務取締役 2010年7月 当社経理本部長 2015年6月 当社中期経営計画推進本部長 2016年4月 当社代表取締役 2019年5月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現任） (重要な兼職の状況) ケイ・エス・エム株式会社 代表取締役社長	55,423株
	【取締役候補者とした理由】 これまで当社の代表取締役社長として当社グループの経営を担っており、引き続きその経験と実績を活かせるものと期待して、取締役候補者といたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
3	た な か し げ の り 田 中 成 典 (1957年1月22日生)	1980年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 1998年5月 同行高槻支店長 2003年4月 株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）城東支店長 兼 法人営業部長 2005年7月 同行与信企画部長 2006年12月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）情報セキュリティ管理部長 2008年7月 株式会社ジャルカード入社 同社取締役 2010年6月 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社入社 同社常務取締役 2017年6月 同社専務取締役 2019年8月 当社入社 当社副社長執行役員（現任） 2019年10月 当社チーフコンプライアンスオフィサー（CCO）（現任） 2020年2月 当社取締役副社長（現任） 当社監査室担当（現任）	2,200株
【取締役候補者とした理由】 上記のとおり、これまで様々な業種の企業において重責を歴任し、当社入社後は副社長、CCOとして当社グループの経営を担っており、引き続きその経験と実績を活かせるものと期待して、取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
4	もり よし たけ 森 吉 武 (1967年3月19日生)	2006年11月 当社入社 2013年6月 当社経理本部経理部長 2019年1月 当社理事 2019年2月 当社執行役員 2019年3月 当社取締役（現任） 2020年2月 当社常務執行役員 経営管理本部長 兼 総務本部長（現任）	2,400株
	【取締役候補者とした理由】 上記のとおり、管理部門における豊富な経験と知見を備えており、引き続きその経験と実績を活かせるものと期待して、取締役候補者いたしました。		
5	いわ さき まさ むね 岩 嵯 理 致 (1950年3月29日生)	2009年7月 大阪国税局退官 2009年8月 税理士登録 2009年9月 岩嵯理致税理士事務所代表（現任） 2011年2月 当社監査役 2015年2月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 岩嵯理致税理士事務所代表	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 直接会社経営に関与された経験はありませんが、既に6年間当社社外取締役として、税理士としての専門知識・経験等から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見をいただいております、この実績から取締役会において、適切かつ有効な助言および指導をしていただけるものと期待して、社外取締役候補者いたしました。		

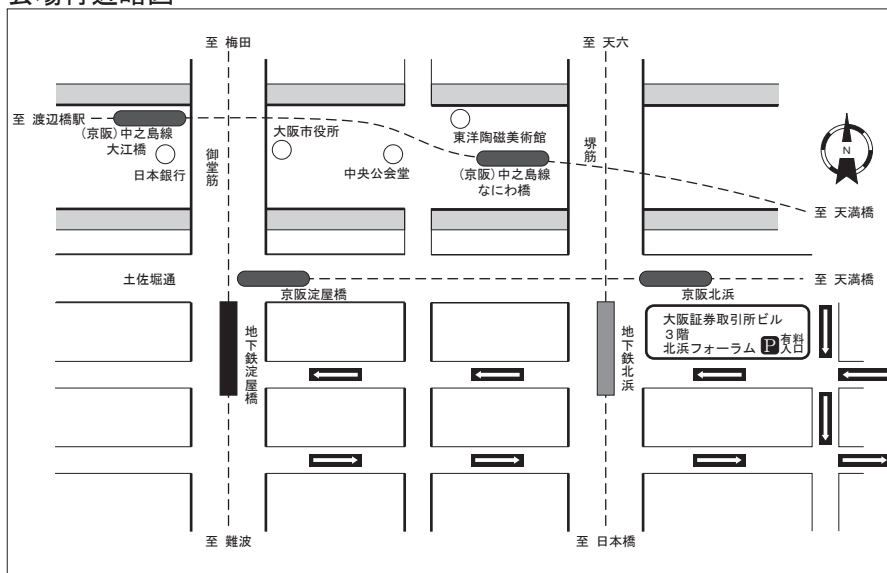
- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
- ①岩嵯理致氏は、社外取締役候補者であります。
 - ②岩嵯理致氏は、2015年2月より当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
 - ③岩嵯理致氏は、東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
 - ④当社と岩嵯理致氏は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任を承認いただいた場合には、本契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

以 上

株主総会会場ご案内

会場 大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号
北浜フォーラム A・B・C室
(大阪証券取引所ビル 3 階)
電 話 06—6202—2311

会場付近略図



1. 地下鉄（御堂筋線）淀屋橋駅下車・京阪地下道を東へ
徒歩約 6 分（27号・28号出口直結）
2. 地下鉄（堺筋線）北浜駅または京阪電鉄北浜駅下車
京阪地下道（1B出口・27号・28号出口直結）